

令和3年第6回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和3年6月30日(水) 13時35分				
出席委員 (19名)	1番	二月田	努		
	2番	中 園	真 一		
	3番	相 良	悟		
	4番	鎌 田	陽 一		
	5番	中 村	優 志		
	6番	田 代	一 友		
	7番	松 下	さえ子	(会長職務代理者)	
	8番	有 村	啓 太		
	9番	東 鶴	昭 雄		
	10番	上 原	雄 二		
	11番	清 水	和 子		
	12番	岡 村	勝 敏		
	13番	山之内	悟		
	14番	笹 峯	久 雄		
	15番	大 山	茂 美		
	16番	長 崎	恵里子		
	17番	今 村	浩 一		
	18番	常 盤	信 一		
	19番	槐 島	睦 夫	(会 長)	
事務局 振興農地グループ	事務局長	内田 大作	次長兼グループ長	古江 洋一	サブリーダー 有村 真一
	サブリーダー	中村 真貴子	主 査	剥岩 泰三	主 査 山下 良太
	主任主事	水迫 時巳	主 事	鵜瀬 祐樹	
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農地利用変更届」について</p> <p>2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定）の意見決定」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について</p> <p>5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について</p> <p>7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p>				

開会 13時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	<p>それでは令和3年第6回霧島市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。それでは議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。</p>
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させて頂くことでご異議ございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は5番委員と6番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が3件提出されましたので、審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。単人の1と2を5番委員。
5番委員	1番を報告いたします。届出地は松山公民館の北東に位置しており、現況不耕作です。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を1mとし、周囲は現況どおりとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。 続いて2番を報告いたします。届出地は松山公民館の北東に位置しており、現況は不耕作です。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を1mとし、周囲は現況どおりとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく単人の3を10番委員。
10番委員	3番を報告いたします。届出地は単人体育館の西に位置しており、現況は田です。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は切土を0.2mし、黒土を0.5m盛土する。周囲は現況どおりとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転6件、利用権設定130件、中間管理権の設定14件の合計150件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が20件提出されております。これらにつきましては、各地区で開催された農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転6件、筆数9筆、面積24,309㎡、利用権設定130件、筆数227筆、面積300,469㎡、中間管理権の設定14件、筆数17筆、面積40,336㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議

	された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ありませんので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請11件が提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1と2を17番委員。
17番委員	1番と2番を続けて報告いたします。まず1番です。申請地は郡山地区コミュニティ広場の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,154㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 次に2番です。申請地は宇都良公民館跡地の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,154㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分の3を18番委員。
18番委員	3番を報告します。申請地は重久公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておられません。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,365㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の4を14番委員。
14番委員	4番を報告いたします。申請地は県営空港南タウンの東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,427㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長（会長）	次に、横川の5を9番委員。
9番委員	5番。申請地は古城消防拠点施設の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,473㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく横川の6を12番委員。
12番委員	6番を報告します。申請地は下植村公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は19,708㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の7を16番委員。
16番委員	7番を報告いたします。申請地は青葉小学校の西と南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,291㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島の8を2番委員。
2番委員	8番を報告いたします。申請地は堀之内自治公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,657㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の9と10及び福山の11を19番委員に代わり7番委員。
7番委員	<p>9番を報告いたします。申請地は中福良公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは太陽光発電事業をされており、送電線の設置による地役権設定を行うものである。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に10番を報告します。申請地は嘉例川ポンプ所の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,215㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に11番を代読いたします。申請地は下牧之原地区公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが令和8年8月まで使用収益権を設定していたが、合意解約が出されています。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取</p>

	得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は172,442㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外10件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。隼人の1から国分の5までを5番委員。
5番委員	<p>1番から5番まで続けて報告いたします。1番を報告いたします。申出地は、県営小田団地の東に位置しており、現況は田である。除外目的は建売住宅4棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続けて2番を報告します。申出地は、川床自治公民館の北に位置しており、現況は一部造成済みである。なお、令和3年11月頃一部造成してしまったという始末書が添付されている。除外目的は水力発電所と資材置場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に3番を報告します。申出地は、県営小田団地の北に位置しており、現況は田である。除外目的は農家住宅1棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に4番を報告します。申出地は、国分南中学校の南に位置しており、現況は不耕作である。除外目的は建売住宅1棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に5番を報告します。申出地は、国分南小学校の南西に位置しており、現況は田である。除外目的は建売住宅2棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の6から溝辺の10までを6番委員。
6番委員	6番から10番まで続けて報告します。まず6番です。申出地は、国分南中学校の南に位置しており、現況は田である。除外目的は店舗1棟を建設するものである。今回の申請は、除外に関す

	<p>る5つの要件のうち申出地以外の用途に供することが適当かつ必要であるかについて、今回の申し出内容では判断ができかねると思われる。また通常必要とされる面積等からみて、農用地区域からの除外が過大なものでないか判断できかねると思われる。さらに除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地に該当するものと思われ、1種農地の不許可の例外に該当するかも判断できかねる。よって、現時点では、転用が可能な見込みのある土地ではないと思われる。以上のような理由により、農用地区域からの除外は認めがたいと思われる。</p> <p>続けて7番を報告します。申出地は、国分南中学校の南に位置しており、現況は田である。除外目的は建売住宅8棟を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続けて8番を報告いたします。申出地は、旧霧島市水道部の西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は事務所兼倉庫1棟、倉庫1棟、バイク置場を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続けて9番と10番は場所が隣で申出人も同一ですので一緒に報告いたします。申出地は、三縄自治公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。9番の除外目的は一般住宅1棟を建設するものであり、10番は、事務所1棟、資材置場、駐車場にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はいご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
18番委員	はい。
議長（会長）	はい、18番委員。
18番委員	6番ですが、店舗の建設の内容はどのようなものですか。
議長（会長）	6番については除外を認めがたいとの意見でしたので、ここで暫時休憩とします。
	〔暫時休憩〕
議長（会長）	休憩前に引続き会議を続けます。ご意見、ご質疑はございませんか。
13番委員	はい。
議長（会長）	はい。13番委員。
13番委員	国分の7番についてですが、除外の5つの要件が示されていますが、5つの要件の中の農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると思えます。
議長（会長）	<p>只今、国分の7番について意見がございました。それでは、国分の7番は最後に採決いたします。それでは国分の7番を除き、残りの9件をお諮りいたします。議案4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外10件のうち、国分の6は、具体的な転用計画等が確認できず、また、通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大なものであるかどうかの確認ができず、除外に係る5つの要件を満たしているかの判断ができないとの理由から不承認の意見が出ております。また、国分の7については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあるのではないかとということで、後ほど意見を頂いたうえで裁決いたします。それでは国分の6は不承認、</p>

	国分の7を除く他は承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは次に国分7について審議いたします。国分の7について、ご意見等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないので質疑を終了いたします。お諮りいたします。国分7につきまして、賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手少数〕
議長（会長）	はい。賛成少数です。従いまして国分の7は、不承認ということになります。つきましては不承認の意見を付さなければなりません。先ほど出された意見では、除外の5つの要件の中の農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあるとの意見でしたが、この内容で現時点では認めがたいということでご異議ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、ご異議なしと認めます。よって議案4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の国分の7については、不承認とすることに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を13番委員。
13番委員	1番につきまして報告いたします。申請地は国分南中学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の2を18番委員。
18番委員	2番につきまして報告いたします。申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成15年8月頃、5条許可後造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は店舗付き一般住宅を建築するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に隼人の3を7番委員。
7番委員	3番につきまして報告いたします。申請地は姫城公園の北に位置し、現況は駐車場である。なお、平成5年頃、駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建築するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、7月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第6号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。隼人の1を4番委員。
4番委員	1番を報告します。申請地は隼人工業高校の南に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は特高変電所1棟、道路、駐車場、回転場を建設するもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。農地区分は、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は、全件承認することに決定いたしました。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が22件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1から5までを4番委員。
4番委員	1番から5番まで続けて報告いたします。まず1番です。申請地は霧島市消防局の西に位置し、現況は現場事務所である。なお、※※が6月末まで一時転用地として現場事務所に行っているためである。農地区分は農用地域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は仮設事務所1棟、資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は令和3年7月10日から同年11月24日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため特に問題はないと思われず。 続けて2番を報告いたします。申請地は上井団地の西に位置し、現況は田である。農地区分は1

	<p>種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に3番を報告いたします。申請地は塚脇小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に4番を報告いたします。申請地は隼人工業高校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は特高変電所1棟、道路、駐車場、回転場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条許可地を一体利用するもので、全体計画面積は5,754㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に5番を報告いたします。申請地は野口生活改善センターの北に位置し、現況は駐車場である。なお、令和2年5月頃駐車場にってしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分の6と7を13番委員。
13番委員	<p>6番と7番を続けて報告いたします。まず6番です。申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に7番を報告します。申請地は川内団地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分の8から11を18番委員。
18番委員	<p>8番から11番まで続けて報告いたします。まず8番です。申請地は青葉小学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸家2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続いて9番です。申請地は新清水団地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得</p>

	<p>ないと思われる。</p> <p>続いて10番を報告いたします。申請地は国分中学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続いて11番を報告いたします。申請地は新清水団地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に溝辺の12を3番委員。
3番委員	<p>12番を報告いたします。申請地は麓原自治公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地を一体利用するため全体計画面積は344.17㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に隼人の13から16までを5番委員。
5番委員	<p>13番から16番まで続けて報告いたします。まず13番を報告いたします。申請地は小田東公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続いて14番を報告いたします。申請地は小田中央公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続いて15番を報告いたします。申請地は市営真孝団地の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続いて16番を報告いたします。申請地は富隈小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地185.1㎡を一体利用するもので、全体計画面積は210.10㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人の17から19を7番委員。
7番委員	17番から19番まで続けて報告いたします。まず17番です。申請地は姫城公園の南東に位置

	<p>し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地102㎡を一体利用するもので、その同意も得られている。全体計画面積は777㎡であり、また理由書も添付されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に18番を報告いたします。申請地は東郷団地の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に19番を報告いたします。申請地は三田坪公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人の20と21を10番委員。
10番委員	<p>20番と21番を続けて報告いたします。まず20番です。申請地は宮内小学校の北に位置し、現況は一部造成済である。なお、平成15年6月頃、一部造成済である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は511.01㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして21番です。申請地は隼人県営団地の北に位置しており、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に福山の22を19番に代わり7番委員。
7番委員	22番を報告いたします。申請地は大廻コミュニティセンターの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は職員駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、只今意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありますか。
13番委員	はい。
議長（会長）	はい、13番委員。
13番委員	隼人の13番についてお伺いします。一般の個人住宅ということで500㎡が上限になると思いますが、これは660㎡ということで、面積超過理由で来客用駐車スペースを多く確保するためとなっていますが、来客用の駐車スペースという超過理由はどうなっていますか。
5番委員	はい。

議長（会長）	はい、5番委員
5番委員	はい。理由書が添付されています。申請地に一般住宅を建設するため転用申請をいたしました。転用面積が500㎡を超過しています。住宅は南向きに配置し住宅の一部にガレージを設け雨天でも濡れずに住宅に移動できるように計画いたしました。また、双方の親からの要望もあり自宅を訪問、宿泊した際のガレージを設けているところです。以上のような条件で極力転用面積を抑えるように建物の配置を計画いたしました。今回の申請面積となった次第です。建物は平屋とし建築後は周辺の農地に被害を及ぼさないように留意しますとの理由書になります。
議長（会長）	13番委員。よろしいでしょうか。他にご意見等ございませんか。
6番委員	航空写真の申請地の上(北側)にある物は何ですか。
5番委員	道路に車が停まっています、その部分だけ道路の形が変わっている。それをよけて建てるため入り口が狭くなったりするのも超過の理由かなと思います。
議長（会長）	他にございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りする前に、国分の9と11につきましては、議事参与の関連がございますので別途お諮りいたします。それでは国分の9と11を除き、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって国分の9と11を除き許可することに決定いたしました。次に国分の9と11を審議いたしますので6番委員は退席をお願いします。
	〔6番委員退席〕
議長（会長）	それではお諮りいたします。国分の9と11について賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手多数〕
議長（会長）	はい、賛成多数であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。6番委員は着席をお願いします。
	〔6番委員着席〕
議長（会長）	つきましては、7月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で、令和3年第6回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、令和3年第6回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 15時45分